

2階部分の年金比較表

	農業者年金	みどり年金	確定拠出年金 (個人型)
加入形態	任意加入	任意加入	任意加入
財政方式	積立方式	積立方式	積立方式
給付方式と特徴	確定拠出 (保険料建て) 保険料+運用益を元に年金額算出	確定給付 (給付建て)	確定拠出 (掛金建て) 各個人の責任において資産運用 (指示) を行い、その運用実績に応じて給付額が決定
対象者	国民年金の第1号被保険者 (20~59歳) で60日以上農業に従事	国民年金の第1号被保険者 (20~59歳) で60日以上農業に従事	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金の第1号被保険者 (20~59歳)</li> <li>国民年金の第2号被保険者 (60歳未満の厚生年金の被保険者で企業年金制度がなく、企業型年金未加入者)</li> </ul>
国庫による保険料助成	有/政策支援者に保険料の一部を国が助成し、経営継承要件を満たせば年金化	なし	なし
重複加入の可否	みどり年金とも確定拠出年金とも重複加入できない	確定拠出年金との重複加入は可能 農年との重複加入は不可	みどり年金との重複加入は可能 農年との重複加入は不可
年金等の種類	<ol style="list-style-type: none"> <li>農業者老齢年金 (終身) 65歳支給開始 (60歳まで繰上可能、80歳まで保証付)</li> <li>特例付加年金 (終身) 次の3要件を満たすと支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>60歳までに20年以上の保険料納付済期間・カラ期間有り</li> <li>原則65歳となること (65歳まで繰上可能)</li> <li>経営継承により農業を営む者でなくなること</li> </ul> </li> </ol>	<p>老齢年金</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1口目 (65歳開始終身2種類) <ul style="list-style-type: none"> <li>A型 (保証期間15年)</li> <li>B型 (保証期間なし)</li> </ul> </li> <li>2口目以降 (終身2種類+確定3種類) <ul style="list-style-type: none"> <li>A型、B型 (上記)</li> <li>I型 (65歳開始・15年)</li> <li>II型 (65歳開始・10年)</li> <li>III型 (60歳開始・15年)</li> </ul> </li> </ol>	<p>老齢給付金</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>年金 (5年以上20年以下の有期年金か終身年金)</li> <li>一時金 加入期間に応じて受給開始できる年齢が規程遅くとも70歳までに受給開始しないと一時金で給付</li> </ol>

		農業者年金	みどり年金	確定拠出年金（個人型）
死亡給付の有無		有／（死亡一時金） 80歳までであれば、年金支給開始の前後とも、死亡時から80歳時までに支給予定の年金の現価相当額	1. A型 有／（遺族一時金） ・年金支給開始前は保証期間に対応する積立金相当額 ・開始後は、保証期間の残存期間にかかる年金現価相当額 2. I・II・III型 有／（遺族一時金） ・年金支給開始前は積立金相当額 ・開始後は、保証期間の残存期間にかかる年金現価相当額 3. B型 なし	有／（死亡一時金） 死亡した者にかかる年金資産（持分）の額に基づく
年金開始年齢		原則65歳 （繰上支給可能）	65歳（III型のみ60歳）付加年金については繰上支給あり	60～70歳 （加入期間による）
払込方法		月払・前納	月払・前納・一括	月払
社会保険料控除等の税制	掛金	全額所得控除対象 （年804,000円限度）	全額所得控除対象 （年816,000円限度、確定拠出年金との重複の場合は合計額）	全額所得控除対象 （年816,000円限度、みどり年金との重複の場合は合計額／運用時は、積立金に特別法人税課税）
	年金	公的年金等控除の対象	公的年金等控除の対象	公的年金等控除を適用
	一時金	死亡時の一時金は全額非課税	死亡時の一時金は全額非課税	死亡時の一時金はみなし相続財産として相続税課税（退職手当金等の非課税枠利用可）
解約（脱退）		任意脱退はいつでも可能脱退一時金はなく、年金で支給	農業者年金加入などの法定脱退を除き、任意脱退はできない 脱退一時金はなく、年金で支給	農業者年金加入などの法定脱退を除き、原則として中途脱退・中途引出はできない
増・減額・型変更等		保険料額変更可（毎月可） ただし、政策支援対象期間については、保険料の増額不可	2口目以降増口・減口可能 （毎月可能）	拠出額の変更・中断は可能

（参考：新農業者年金加入推進の手引き／農業者年金基金）